

特定生産緑地（葛飾区）の指定

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	位 置	生産緑地 地区番号	面積			申出基準日	備 考
			生 産 緑 地 地 区 (都市計画)	特定生産緑地			
				すでに指定されて いる区域	新たに指定す る区域		
233	葛飾区西水元三丁目地内	233	約 1,110 m ²	0 m ²	約 1,110 m ²	2024 年 10 月 12 日	

「区域は指定図表示のとおり」